

1. 開所日、時間について

	場所	開所日	預かり時間
①	中央児童館	令和元年7月22日(月)から8月30日(金)までの土・日・祝日を除く29日間	午前8時から午後4時30分まで (受付開始時間 午前8時)
②	東小学校	令和元年7月22日(月)から8月30日(金)までの土・日・祝日・出校日・お盆期間を除く (出校日 8/1(木), 8/22(木), お盆期間 8/13(月)~8/16(金))	午前9時から午後4時30分まで (受付開始時間 午前8時40分)
③	西小学校	令和元年7月22日(月)から8月30日(金)までの土・日・祝日・出校日・お盆期間を除く (出校日 8/1(木), 8/22(木), お盆期間 8/13(月)~8/16(金))	
④	蛭間小学校	令和元年7月22日(月)から8月30日(金)までの土・日・祝日・出校日・お盆期間を除く (出校日 8/2(金), 8/22(木), お盆期間 8/13(月)~8/16(金))	
⑤	高台寺小学校	令和元年7月22日(月)から8月30日(金)までの土・日・祝日・出校日・お盆期間を除く (出校日 8/2(金), 8/20(火), お盆期間 8/13(月)~8/16(金))	

2. 参加費について

参加費一人あたり 3,000 円 (中央児童館)・1,000 円 (東, 西, 蛭間, 高台寺小学校) は、別添納付書により納付書裏面記載の金融機関において、令和元年6月28日(金)までにお支払いください。なお、納入いただいた参加費は返金いたしませんのでご了承ください。

3. 持ち物について

参加カード・上靴 (学校利用の方は体育館シューズ)・お弁当・水筒・帽子・ハンカチ等・ティッシュ・着替え (必要な方)・筆記用具・はさみ・セロハンテープ・折り紙・のり・色鉛筆・学習時間に学習ができるもの (学習指導は行いません)

※「夏休み子どもの居場所づくり事業参加カード」を同封いたします。このカードを参加日に提出していただくことで出欠をとりますので、連絡票の記入例を参考にして当日の部分をご記入のうえ、参加日にお子さんに持たせていただくようお願いいたします。また、カード裏面の【参加のきまり】・【保護者の方へのお願い】をよく読んで順守いただきますようお願いいたします。

※持ち物にはすべて名前の記入してください。

※けが防止の為、必ず靴下を履いて運動靴で登所してください。

※お弁当は、保冷剤・保冷バック等を活用して持たせてください。また、要冷蔵 (10 度以下で保存が必要なもの) の食べ物は避けてください (お弁当は各自のロッカーで保管となります)。

※お金・玩具・お菓子等は持たせないでください。

※熱中症対策のため、水分補給ができるものを余分に持たせてください。

4. 送迎について

① 原則、保護者の送迎とします。中央児童館・各教室・校庭・体育館外(駐車場含む)は利用者

の責任となります。送迎の際の乗降は、別添図の駐車場をお願いします。交通事故等には十分気を付けていただき、保護者等は速やかにお迎えに来てください。お迎えの際は、教室の入り口までお迎えをお願いします。利用時間の終了となる午後4時30分までに迎えに来てください。

- ② 保護者の送迎が困難であり、代理の方が送迎される場合は、送迎者登録届に登録されている方をお願いします。
- ③ 当日急遽欠席する場合は、津島市役所子育て支援課まで、午前8時30分から9時までの間に必ず連絡してください（夏休み子どもの居場所づくり事業利用予定日等及び参加カードで事前連絡済みの場合は必要ありません）。TEL 0567-24-1121
出席予定の児童が来所されない場合は、緊急連絡先へ電話する場合があります。

5. けがや急病などの対応について

- ① 安全については十分に気を付けますが、万が一けが等が起きた場合は、指導員が可能な範囲で必要な応急処置を施し、保護者の方へ連絡します。
- ② 保護者に連絡がつかない場合で、医療機関への受診が必要と判断されたときは、指導員等が受診可能な医療機関へ搬送することがありますので、予めご承知おきください。
- ③ お子さんの状態、あるいは医師の指示に従い、指導員から連絡があった場合は、速やかにお迎えをお願いします。

6. 非常時における緊急対応について

- ① 以下の場合、児童は各実施場所で待機しますので、お迎えをお願いします。
 - ア 暴風警報が発令された場合（発令されているときは休所）
ただし、警報が解除され、警報解除2時間後（午前11時以前の解除の場合のみ）からは開所します。
 - イ 東海地震注意情報が発表された場合
※東海地震注意情報とは、東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表されます。
 - ウ 特別警報が発令された場合
- ② 大雨注意報
十分な安全の確保をしてから、児童を登所させてください。ただし、開所中に異常な大雨と判断した場合は、保護者等にご連絡いたしますので、お迎えをお願いします。

7. 利用の中止及び取消しについて

- ① 保護者から利用中止届の提出があった場合
（それぞれ実施場所に利用中止届の用紙が用紙してあります。）
- ② 児童がたび重なる指導や注意に応じない場合
- ③ 就労内容等に虚偽があった場合
- ④ 指導員の注意に従わない場合

8. その他

- ① 傷害保険に加入します。
- ② お子さんの不注意から他人にけがをさせたり、施設や備品等を壊した場合は保護者の責任となります。